

平成26年11月21日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第64号 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第65号 平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第66号 平成26年度学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第64号

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年11月21日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

(就労支援型預かり保育)

第4条 教育委員会は、幼稚園のうち教育委員会規則で定める園において、第1条の教育等として就労支援型預かり保育(教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他の家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。)を実施することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に生じた幼稚園の保育料および就労支援型預かり保育の保育料の徴収にあつては、なお従前の例による。

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第1条～第3条 (略) <u>(就労支援型預かり保育)</u></p> <p>第4条 <u>教育委員会は、幼稚園のうち教育委員会規則で定める園において、第1条の教育等として就労支援型預かり保育(教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他の家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。)を実施することができる。</u></p> <p>第5条～第8条 (略) <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の前日に生じた幼稚園の保育料および就労支援型預かり保育の保育料の徴収にあつては、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) <u>(保育料)</u></p> <p>第4条 <u>幼稚園の保育料は、年額87,600円とする。ただし、月割にして分納することができる。</u></p> <p>2 <u>年度途中の入園または年度途中の退園その他特別の事情がある場合においては、前項の保育料を減額し、または免除することができる。</u></p> <p>3 <u>就労支援型預かり保育(教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。)を実施する園において、当該就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者から徴収する就労支援型預かり保育の保育料の額は、月額7,000円とする。ただし、利用日数が10日以下の月にあつては、日額400円とする。</u></p> <p>第5条～第8条 (略)</p>

草津市立幼稚園条例（抄）

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条の規定による教育等を実施し、同法第22条の目的を実現するため、草津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

（管理）

第3条 幼稚園は、草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（保育料）

第4条 幼稚園の保育料は、年額87,600円とする。ただし、月割にして分納することができる。

2. 年度途中の入園または年度途中の退園その他特別の事情がある場合においては、前項の保育料を減額し、または免除することができる。
- 3 就労支援型預かり保育（教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。）を実施する園において、当該就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者から徴収する就労支援型預かり保育の保育料の額は、月額7,000円とする。ただし、利用日数が10日以下の月にあつては、日額400円とする。

議第65号

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年11月21日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明		
スポーツ保健課	保健体育費	保健体育総務費	学校給食センター特別会計 繰出金	237,503	△2,060	(一)△2,060	○学校給食センター特別会計の減額(平成26年度定期人事異動ならびに給与削減による職員費等の減額)に伴い、一般会計の繰出金を減額する。		

議第66号

平成26年度学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年11月21日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成26年度学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

平成26年度学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るに
つき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29
条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成26年11月補正予算

学校給食センター特別会計（歳入）

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

（単位：千円）

所管課	款	項	目	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
学校給食センター	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	237,503	△2,060	(一)△2,060	給食センター 特別会計収支 △2,060千円 （職員費△1,993千円＋前年度繰越金△67千円）

学校給食センター特別会計（歳出）

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
学校給食センター	保健体育費	学校給食センター運営費	職員費	20,609	△1,993	(一)△1,993	職員費 △1,993千円

平成26年11月21日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例案について
- (2) 草津市保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例案について

草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）第4条の就労支援型預かり保育の保育料（以下「保育料」という。）を当該就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時利用の保育 年間または一定期間を通じて継続的に利用する見込みのある就労支援型預かり保育
- (2) 日単位利用の保育 常時利用に係る園児の数が、教育委員会規則で定める定員に満たない場合において、一時的に利用する就労支援型預かり保育
- (3) 常時利用の保育料 常時利用の保育を利用する園児の保育料
- (4) 日単位利用の保育料 日単位利用の保育を利用する園児の保育料（月の途中で日単位利用の保育から常時利用の保育に変更した場合の当該変更した月の保育料を含む。）

(保育料の徴収)

第3条 市長は、教育委員会規則で定める幼稚園で就労支援型預かり保育が実施されたときは、当該就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者から保育料を徴収する。

(保育料額)

第4条 保育料は、次のとおりとする。

- (1) 常時利用の保育料は、月額7,000円とする。
- (2) 日単位利用の保育料は、月額7,000円とする。ただし、利用日数が10日以下の月については日額400円とする。

(保育料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減額し、または免除することができる。

- (1) 常時利用に係る園児の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) 常時利用に係る園児の属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害その他特別な理由があると認めるとき。

(保育料の納付)

第6条 就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者は、保育料を利用月の翌月の20日までに納付しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する納期限を変更することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長および教育委員会が定める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

草津市保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例

草津市保育の実施に関する費用徴収条例（昭和42年草津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育」を「特定教育・保育」に改める。

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号および第28条第2項各号の規定に基づき市町村が定める額を支給認定保護者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額の徴収）

第2条 市長は、市の設置する施設で特定教育・保育の実施をしたときは、当該特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、利用者負担額（法第27条第3項第2号および第28条第2項各号の規定に基づき、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。以下同じ。）を徴収する。

（利用者負担額の決定）

第3条 市長は、支給認定子ども1人当たり1月につき、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、規則で定めるところにより、前条の利用者負担額を決定する。

(1) 教育を受けた支給認定子ども 25,700円

(2) 保育を受けた支給認定子ども 104,000円

第4条の見出しおよび同条中「保育料」を「利用者負担額」に改める。

第5条の見出し中「保育料」を「利用者負担額」に改め、同条中「本人またはその扶養義務者」を「支給認定保護者」に、「保育料」を「利用者負担額」に改める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

草津市保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号および第28条第2項各号の規定に基づき市町村が定める額を支給認定保護者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。 (利用者負担額の徴収)</p> <p>第2条 市長は、市の設置する施設で特定教育・保育の実施をしたときは、当該特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、利用者負担額(法第27条第3項第2号および第28条第2項各号の規定に基づき、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。以下同じ。)を徴収する。 (利用者負担額の決定)</p> <p>第3条 市長は、支給認定子ども1人当たり1月につき、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、規則で定めるところにより、前条の利用者負担額を決定する。 (1) 教育を受けた支給認定子ども 25,700円 (2) 保育を受けた支給認定子ども 104,000円 (利用者負担額の減免)</p> <p>第4条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用者負担額を減額し、または免除することができる。 (利用者負担額の納付)</p> <p>第5条 支給認定保護者は、利用者負担額を指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>付 則 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。</p>	<p>草津市保育の実施に関する費用徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による保育に要する法第51条第4号、第5号または第10号の費用の一部を本人またはその扶養義務者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。 (保育料の徴収)</p> <p>第2条 市長は、保育の実施をしたときは、本人またはその扶養義務者から、当該保育の実施の費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める費用(以下「保育料」という。)の額を徴収する。 (保育料の額の決定)</p> <p>第3条 市長は、規則で定めるところにより、保育料の額を決定する。 (保育料の減免)</p> <p>第4条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減額し、または免除することができる。 (保育料の納付)</p> <p>第5条 本人またはその扶養義務者は、保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>第6条 (略)</p>

草津市保育の実施に関する費用徴収条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育に要する法第51条第4号、第5号または第10号の費用の一部を本人またはその扶養義務者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

（保育料の徴収）

第2条 市長は、保育の実施をしたときは、本人またはその扶養義務者から、当該保育の実施の費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める費用（以下「保育料」という。）の額を徴収する。

（保育料の額の決定）

第3条 市長は、規則で定めるところにより、保育料の額を決定する。

（保育料の減免）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減額し、または免除することができる。

（保育料の納付）

第5条 本人またはその扶養義務者は、保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。